

# 高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金の事業終了

☎・☎ 防災安全課 Tel.0299-90-1131

ブレーキとアクセルの踏み間違いによる交通事故防止を図るため実施していた、後付けによる安全運転支援装置の設置費用一部補助は、本年3月末日をもって終了いたします。設置を予定されている方は早めの申請をお願いします。

## 申請期限

- 3月31日(日)
- ※窓口で持参の場合は3月29日(金)まで

## 対象装置

- 停止時や低速走行時において、アクセルペダルが踏み込まれた際の急発進を抑制する装置

## 対象要件

- 市内に住民登録があり、2023年度中に65歳以上で運転免許証を保有している高齢者

- 2023年度中に購入および設置をした装置
- 設置する自動車検査証上の所有者や使用者、または同一の住所に居住する方
- 市税などに未納がないこと

## 補助内容

- 設置に係る費用の2分の1(上限3万円)
- 1人につき1台まで

## 必要書類

- 自動車検査証および運転免許証の写し
- 自動車税の納税証明書の写し
- 安全運転支援装置の購入にかかる領収書
- 安全運転支援装置の取り付け作業が確認できる書類



# 事業者を対象とした固定資産税の特別措置

☎・☎ 企業港湾商工課 Tel.0299-90-1182  
〒314-0192 神栖市溝口4991-5

事業所の新增設や設備投資の促進、市民の雇用機会の増加を図るため、市内に事業所や工場などを新增設した事業者の固定資産税を免除します。

**対象となる資産** = 2021年1月2日～2024年1月1日の新增設資産(家屋、家屋の敷地部分の土地、償却資産)

**免除割合** = 100%

**免除期間** = 3年間

**工業団地等以外の従業員の増員要件** = 増員5人以上(うち市民3人以上)

※工業団地等とは、地方公共団体やその他の公共的団体が造成した工業団地その他の区域のことです。工業団地等での新增設は、従業員の増員要件はありません



**申請期間** = 1月5日(金)～31日(水)

**申請方法** = 必要書類を、郵送、持参、いばらき電子申請・届出サービスのいずれかで提出

※詳しい内容および申請様式は、市ホームページをご覧ください

課税免除期間中は、毎年申請が必要です

# 将来市で活躍してくれる医師や看護師をサポート

☎・☎ 地域医療推進課 Tel.0299-77-8207  
〒314-0192 神栖市溝口4991-5

医学部や看護学校などに通う方へ修学に必要な資金を貸与します。  
貸与期間終了後に市内医療機関(看護師は病院)に一定の期間従事することで資金の返還が免除されます。  
在学中の方も申し込みが可能です。

## 医師修学資金

**募集人数** = 2人程度

**応募資格** = 医師として市内医療機関に勤める意欲のある医学部の大学生、大学院生  
※居住地は不問、外国の医学校を含む

**貸与額** = 月額20万円、入学一時金240万円

※医師修学資金の申し込みは、随時受付しています



## 看護師修学資金

**募集人数** = 3人程度

**応募資格** = 市内に1年以上住んでいる方の子や兄弟姉妹などで、看護師として市内の病院に勤める意欲のある看護学生

**貸与額** = 月額5万円、入学一時金60万円

**申込期限** = 3月22日(金) ※必着



## 共通事項

**応募方法** = 申請書など必要書類を郵送または持参(申請書は申込先または市ホームページで入手可)

● 他の修学資金の貸与を受けている方は申し込みできない場合があります

● 入学一時金は入学初年度のみ申し込みできます(希望者のみ)

● 貸与者は書類審査、面接で決定します

**貸与期間** = 大学、大学院、看護師学校などの正規の修学期間内

# 医師教育資金利子補給制度

**対象** = 市から修学資金の貸与を受けている方の保護者で、金融機関から教育資金の融資を受けている方  
※応募方法などは、医師修学資金の貸与が決定した方にご案内します

**利子補給対象融資限度額** = 3,000万円

**利子補給率** = 金融機関から融資を受けた資金にかかる支払利子の100%

※支払遅延にかかる利子などは除く

**融資対象金融機関** = (株)日本政策金融公庫、預貯金取扱金融機関

**利子補給期間** = 正規の修学年数以内(上限6年間)



# 認定農業者になりませんか？

☎ 農林課 Tel.0299-90-1008

認定農業者制度とは、農業経営を営む者が作成した農業経営改善計画書(5年後の農業経営の目標)の内容が市の基本構想に合致すると認められると、「認定農業者」として一定の支援措置が受けられるようになる制度です。認定を希望される方は、農林課までご相談ください。



**認定期間** = 認定日から5年間

## 認定基準

- 農業経営改善計画が市の基本構想に照らして適切なものであること
  - 計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること
  - 計画の達成される見込みが確実であること
- 市の基本構想基準 年間農業所得 : 580万円以上  
年間総労働時間 : 2,000時間以内

## 認定を受けた農業者に対する支援措置

- 無利子または低金利など農業制度資金活用時における優遇
- 各種補助事業などの対象要件となるなど